

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年7月1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器ドライウエル内弁グランド部漏えい検出系制御盤内の電源コンセントカバーに破損が認められたため、当該カバーを交換	G III	
2	1号機	非常用ディーゼル発電機・非常用炉心冷却系（高圧注水系除く）機能検査のリハーサルにおいて、非常用ディーゼル発電機（A）の定格電圧確立までの所要時間に判定基準値外れが認められたため、対応検討	G II	
3	3号機	6.9kV高圧電源盤室内における作業後の清掃に伴う粉塵により、同室内の火災報知器が誤動作したため、当該火災報知器を点検・修理	G III	
4	3号機	プラント停止後の原子炉格納容器（ドライウエル）内電気品の点検において、電磁弁等のフレキシブル電線管取付け部（2箇所）に破損が認められたため、当該部を修理	G III	
5	3号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置用保護継電器の点検において、警報盤内設置の保護継電器（1台）に動作不良が認められたため、当該継電器を交換	G III	
6	3号機	タービン建屋内ドレンファンネルの定期検査前点検において、詰まり等の不具合（計4箇所）が認められたため、適切に対応	G III	
7	3号機	原子炉建屋内ドレンファンネルの定期検査前点検において、ゴムパッキンの所在不明（1箇所）が認められたため、パッキンを取付	G III	
8	3号機	所内用空気系空気圧縮機潤滑油フィルタ本体上蓋取付部より油のリーク（4秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
9	3号機	タービン建屋1階の西側通路天井付近に敷設されている雨水排水配管より雨水のリーク（1秒間に数滴程度、汚染なし）が認められたため、当該配管を点検・修理	G III	
10	3号機	保全計画書の長期保守管理方針に基づく「点検計画及び長期保守管理方針実施状況総括表」に記載の使用済み制御棒の点検実績に、一部記載漏れが認められたため、対応検討	G II	
11	3号機	タービン建屋地下の主復水器抜管エリア東側天井付近に敷設されている雨水排水配管より雨水のリーク（1秒間に1滴程度、汚染なし）が認められたため、当該配管を点検・修理	G III	
12	3号機	廃棄物処理建屋2階の北東部にある廃液濃縮器用ハッチ上部に雨水の浸入（約1リットル、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
13	4号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）用冷却管の過流探傷検査において、冷却管（4本）に判定基準外れが認められたため、当該冷却管に閉止栓を取付	G III	
14	4号機	海水系配管用電解鉄イオン注入装置の海水供給ポンプ（A）に性能低下の可能性が認められたため、当該ポンプを点検・修理	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	原子炉圧力容器ベローズシールエリアの温度高を示す警報が発生したため、対応検討	G III	
16	4号機	原子炉再循環ポンプ（A、B）用温度記録計に動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	G III	
17	6号機	タービン建屋東側屋外トレンチ（タービン建屋側）において、水のリークを示す警報が発生したため、対応検討	G III	
18	集中環境施設	雑固体廃棄物焼却炉の排ガス放射線モニタ装置（A系）用タイマ装置の点検において、接点動作不良が認められたため、当該タイマ装置を交換	G III	
19	集中環境施設	ペレット等固化設備ペレット移送機出口のバイブレータ駆動用空気配管の接続部に折損が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
20	集中環境施設	1～4号機共用サプレッションプール水サージタンク（B）室の北側天井部より雨水の浸入（1秒間に1滴程度、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
21	集中環境施設	高温焼却炉用制御回路の異常を示す警報が発生したため、当該制御回路を点検・修理	G III	